

広島県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年六月十八日までの間、縦覧に供する。

令和八年六月四日

広島県知事 横 田 美 香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道木野山府中線	府中市出口町字二本木四六〇番二地先から 府中市出口町字二本木甲四五九番一地先まで	令和八年六月四日